

○振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 390 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 388 号で指定された地域における知事が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 53 年 3 月 23 日茨城県告示第 375 号、昭和 54 年 8 月 13 日茨城県告示第 1220 号、昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 997 号、昭和 55 年 12 月 1 日茨城県告示第 1628 号、昭和 58 年 1 月 13 日茨城県告示第 52 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 493 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 496 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 499 号、昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 644 号、昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 394 号、平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 264 号、平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 295 号、平成 3 年 3 月 28 日茨城県告示第 402 号、平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 337 号、平成 6 年 3 月 10 日茨城県告示第 320 号、平成 7 年 3 月 20 日茨城県告示第 357 号、平成 8 年 3 月 14 日茨城県告示第 323 号、平成 9 年 3 月 27 日茨城県告示第 325 号、平成 10 年 3 月 31 日茨城県告示第 360—9 号、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 352 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 219 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 317 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 414 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 417 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 422 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 425 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 225 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 469 号で告示した区域及び時間の区分は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

1 区域

(1) 第 1 種区域

平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 388 号備考に定める第 1 種区域

(2) 第 2 種区域

平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 388 号備考に定める第 2 種区域

2 時間

(1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで